

事務連絡
令和3年4月19日

各都道府県教育委員会指導事務担当課
各指定都市教育委員会指導事務担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

海外留学における外国の高等学校によるメディアを利用して行う
授業を実施した場合の単位認定の取扱いについて

標記について、下記のとおり整理しましたので、御連絡いたします。各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、このことを十分周知願います。

記

学校教育法施行規則第93条に規定する海外留学による単位認定には、外国の高等学校において、メディアを利用して行う授業を、当該外国における正規の教育方法として実施される場合についても、その対象に含まれます。この場合において、校長が、生徒の留学先の外国の高等学校において、当該外国での正規の教育方法としてメディアを利用した授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数* 行うことといった国内制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うことが必要です。

したがって、例えば、外国の高等学校において、メディアを利用して行う授業が当該外国における正規の教育方法として実施される場合であっても、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各国における入国制限の状況等を踏まえ、留学を予定していた期間中に、留学先の外国の高等学校による対面授業を受けることが見込めない場合には、学校教育法施行規則第93条の規定に基づく単位

認定の対象とならない可能性を考慮し、メディアを利用して行う授業は差し控えることも御検討願います。

※相当の時間数

50分を1単位時間とした場合、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上（各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）

(参考) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第93条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第104条第1項において準用する第59条又は第104条第2項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(添付資料)

- ・「高校生段階の留学においてオンライン授業を受講した場合の単位認定の取扱いについて」に係るQ&A
- ・令和3年2月26日付け2文科初第1818号「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

電話： 03-5253-4111（内線 3487）

E-mail： kouryu@mext.go.jp

令和3年4月19日

「海外留学における外国の高等学校によるメディアを利用して行う授業を実施した場合の単位認定の取扱いについて」に係る Q&A

Q 1

長期の海外留学を計画する際に、受入先の海外の高等学校からメディアを利用して行われる授業を取り入れることは可能なのか。

A 1

海外留学の過程の中で、外国の高等学校において、メディアを利用して行う授業が当該外国において正規の教育方法として実施される場合は、学校教育法施行規則第 93 条の規定による単位認定の対象に含まれます。

校長が、生徒の留学先の外国の高等学校において、当該外国での正規の教育方法としてメディアを利用した授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数* 行うことといった国内制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものであることが必要です。

※相当の時間数

50分を1単位時間とした場合、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上（各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）

（御参考）令和3年2月26日付け2文科初第1818号 別添2「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の一部改正（2文科初第1818号）に関するQ&A」問5

Q 2

長期の海外留学を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で渡航が困難な状況にあるところ、渡航できるまでの当面の間、受入先の海外の高等学校から、当該外国において正規の教育方法として実施されるメディアを利用して行われる授業を受けることを考えているが、当該授業に係る学修について単位認定することは可能か。

A 2

校長が、生徒の留学先の外国の高等学校において、当該外国での正規の教育方法としてメディアを利用した授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった国内制度の趣旨及び留意事項を踏まえることが必要です。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、留学先の高等学校において、対面授業を相当の時間数行うことができない場合、メディアを利用して行われる授業の受講のみをもって単位認定を行うことはできません。

ただし、渡航の見通しが立っている場合においては、渡航までの期間、所属する高等学校において、留学先の高等学校からメディアを利用して行われる授業を受け、留学に備えることは考えられます。その場合、メディアを利用して行われる授業を通して、本来の留学と同等の教育が受けられるよう、留学先の高等学校と十分に協議・連携しておくことが必要です。

高等学校段階における遠隔教育の推進について（新規）

高等学校段階における遠隔教育の一層の推進を図る観点から、単位数算定の弾力化を行うなど、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の改正を行いましたのでお知らせいたします。

2 文科初第 1 8 1 8 号

令和 3 年 2 月 2 6 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

瀧本 寛

高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）

高等学校等（全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における遠隔教育の推進については、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）を行うことができるよう、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年文部科学省令第 19 号）により、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。）を改正するとともに、これまでも制度の弾力化を図ってきたところです。

この度、高等学校等における遠隔教育の一層の推進を図るため、平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記Ⅲ留意事項の第 1 について、下記 1 のとおり改正するとともに、その他の関連制度に係る趣旨を明確化するため、下記 2 から 4 までのとおり補足することとしましたので、御了知の上、適切に対応されるようお願いいたします。また、今回の改正に伴い、改正後の高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の全文について別添 1 のとおり、今回の改正に関する Q & A について別添 2 のとおり、それぞれ整理しましたのでお知らせします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、このことを十分周知願います。

記

- 1 平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記Ⅲ留意事項の第 1 について、次の表により、改正前欄に掲げる記載の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる記載の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した記載で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えることとしたこと。

改正後	改正前
<p>3 <u>各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動又は特別支援学校高等部の自立活動（以下「各教科・科目等」という。）について、平成 27 年文部科学省告示第 92 号にいう、各教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の時間数は、高等学校等の生徒の発達段階等に鑑み必要とされるものであり、<u>具体的には、50 分を 1 単位時間とした場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目等ごとに年間 2 単位時間以上（各教科・科目等の単位数を 1 単位と定めている場合には年間 1 単位時間以上）を確保しつつ、学校の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に時間数を定めること。この場合において、各教科・科目等の特質を十分に考慮して、指導計画全体を通して体験的な学習活動が充実したものとなるよう意を用いるものとする。</u></u></p> <p>また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、<u>各教科、特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、特別の教科 道徳及び特別活動、自立活動並びに総合的な探究の時間に</u></p>	<p>3 <u>平成 27 年文部科学省告示第 92 号にいう、教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の時間数は、高等学校等の生徒の発達段階等に鑑み必要とされるものであり、<u>高等学校学習指導要領第 1 章第 7 款に定める面接指導時間を参考として、具体的には、50 分を 1 単位時間とした場合、次のような時間数を標準とすること。</u></u></p> <p><u>(1) 国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目 1 単位時間以上</u></p> <p><u>(2) 理科に属する科目 4 単位時間以上</u></p> <p><u>(3) 保健体育に属する科目のうち「体育」 5 単位時間以上</u></p> <p><u>(4) 保健体育に属する科目のうち「保健」 1 単位時間以上</u></p> <p><u>(5) 芸術及び外国語に属する科目 4 単位時間以上</u></p> <p><u>(6) 家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目 各教科・科目の必要の応じて 2～8 単位時間以上</u></p> <p><u>高等学校等における総合的な学習の時間、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの及び特別支援学校の高等部における自立活動は、その在り方が多様であることから、</u></p>

<p>ついて、対面により行う授業の単位時間数は、各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めること。</p>	<p>上記を参考にしつつ各高等学校等において適切に時間数を定めること。</p> <p>また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科、特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道德の、対面により行う授業の単位時間数については、各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めること。</p> <p>対面により行う授業は上記時間数を標準としつつ、学校がその指導計画において、各教科・科目について、計画的かつ継続的にメディアを利用して行う授業を行う場合で、生徒の学習の成果を報告課題等により継続的に把握する等により、対面により行う授業と同等以上に、生徒の学習効果を高めるとともに、学習内容の定着状況を把握するための措置等を講じる場合にあっては、各教科・科目の対面により行う授業の時間数のうち 10 分の 6 以内の時間数を免除することができること。</p> <p>なお、特別活動については、原則としてメディアを利用して行う授業にはなじみにくいと考えられるが、学校がその指導計画において、生徒の学習の成果を報告課題等により継続的に把握する等により、対面により行う授業と同等以上に、生徒の学習効果を高めるとともに学習内容の定着状況を把握するための措置等を講じるとき、特別活動の時間数のうち 10 分の 6 以内の時間数をメディアを利用して行う授業で行うことができること。</p>
<p><u>6</u> 高等学校及び中等教育学校の後期課</p>	<p>[記載を加える。]</p>

<p><u>程にあっては、施行規則第 96 条第 2 項の規定により、全課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は、36 単位を超えないものとされているところ、授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものについては、上記の単位数の算定に含める必要はないこと。</u></p> <p><u>特別支援学校の高等部にあっては、施行規則第 133 条第 2 項の規定により、全課程の修了の要件として定められた単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業の方法によるものは、それぞれ二分の一に満たないものとされているところ、その単位数又は授業時数の算定も同旨とすること。</u></p>	
<p><u>7 その他各高等学校等におけるメディアを利用した授業の導入に当たっては、「高等学校における遠隔教育の在り方について」(平成 26 年 12 月 8 日、高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議)も参照されたいこと。</u></p>	<p><u>6 その他各高等学校等におけるメディアを利用した授業の導入に当たっては、前述の「高等学校における遠隔教育の在り方について」も参照されたいこと。</u></p>

- 2 施行規則第 93 条に規定する海外留学による単位認定には、外国の高等学校において、メディアを利用して行う授業を、当該外国における正規の教育方法として実施される場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の留学先の外国の高等学校において、当該外国での正規の教育方法としてメディアを利用した授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった国内制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。

- 3 施行規則第 97 条に規定する学校間連携等による単位認定には、同条に規定する他の高等学校において施行規則第 88 条の 3 の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の履修先の他の高等学校において、施行規則第 88 条の 3 の規定によりメディアを利用した授業を実施して修得した単位数を、自校の高等学校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えるに当たっては、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る関連規定及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。
- 4 施行規則第 98 条第 1 号に規定する大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程等における学修の単位認定には、大学において大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 25 条第 2 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合、高等専門学校において高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合、専修学校において専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 13 条第 1 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の履修先の大学、高等専門学校又は専修学校（高等課程・専門課程）において、正規の教育方法としてメディアを利用して行う授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった高等学校段階での制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付高校教育改革係

電話 03-5253-4111（内線 3482）

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項

27 文科初第 289 号
元文科初第 1114 号一部改正
2 文科初第 259 号一部改正
2 文科初第 1818 号一部改正

高等学校等（全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における遠隔教育の実施に係る留意事項については、これまで、平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記Ⅲ留意事項の第 1 のとおりお示しするとともに、令和元年 11 月 26 日付け元文科初第 1114 号「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」及び令和 2 年 5 月 15 日付け 2 文科初第 259 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」により補足してきたところです。

このたび、令和 3 年 2 月 26 日付け 2 文科初第 1818 号「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」により、同留意事項の一部を改正することに伴い、改正後の高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の全文について、以下のとおりお示ししますので、遠隔教育の実施に当たって御留意いただきますようお願いいたします。

なお、以下の記載において、施行規則とは学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）を、高等学校等とは全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を、メディアを利用して行う授業とは学校教育法施行規則第 88 条の 3 の規定に基づき、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業を、それぞれ示すものとします。

第 1 施行規則第 88 条の 3、第 96 条第 2 項等関係

1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下この節において「法」という。）、施行規則及び高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。

(1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、高等学校設置基準第 7 条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として 40 人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が 40 人以下であっても、それらを合わせて 40 人を超えることは原則として認められないこと。

特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第 120 条第 2 項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として 15 人以下を標準とすること。この場合、15 人とは配信側及び受信側の教室等の合計数であることに留意すること。

(2) 法第 60 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項等の規定に基づき、配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること。具体的には、配信側の教員が受信側の高等学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要があること。

(3) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の規定に基づき、配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。

(4) 法第 34 条の規定を準用する同法第 62 条等の規定に基づき、教科用図書、教材等

は文部科学大臣の検定を経た教科用図書等を使用しなければならないこと。特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第 131 条第 2 項の規定にも留意すること。

(5) 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。

2 高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室に当該高等学校等の教員を配置すべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあつては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。

ただし、病室等において、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。なお、その場合には、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること。受信側の病室等で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。また、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置しない場合にも、配信側の教員は受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

3 各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動又は特別支援学校高等部の自立活動（以下「各教科・科目等」という。）について、平成 27 年文部科学省告示第 92 号にいう、各教科・科目等の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の時間数は、高等学校等の生徒の発達段階等に鑑み必要とされるものであり、具体的には、50 分を 1 単位時間とした場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目等ごとに年間 2 単位時間以上（各教科・科目等の単位数を 1 単位と定めている場合には年間 1 単位時間以上）を確保しつつ、学校の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に時間数を定めること。この場合において、各教科・科目等の特質を十分に考慮して、指導計画全体を通して体験的な学習活動が充実したものとなるよう意を用いるものとする。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科、特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、特別の教科 道徳及び特別活動、自立活動並びに総合的な探究の時間について、対面により行う授業の単位時間数は、各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めること。

4 平成 27 年文部科学省告示第 92 号に規定するとおり、メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう行うことが必要であり、各高等学校等においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

(1) 授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。

(2) 生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。

(3)画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

(4)メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。

5 施行規則第 88 条の 3 の規定の、授業を行う教室等には、当該高等学校等の教室のほか、当該高等学校等以外の学校の教室、スタジオ等が含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う生徒がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれること。

6 高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、施行規則第 96 条第 2 項の規定により、全課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は、36 単位を超えないものとされているところ、授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものについては、上記の単位数の算定に含める必要はないこと。

特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第 133 条第 2 項の規定により、全課程の修了の要件として定められた単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業の方法によるものは、それぞれ二分の一に満たないものとされているところ、その単位数又は授業時数の算定も同旨とすること。

7 その他各高等学校等におけるメディアを利用した授業の導入に当たっては、「高等学校における遠隔教育の在り方について」（平成 26 年 12 月 8 日、高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）も参照されたいこと。

第 2 その他関連制度関係

1 施行規則第 93 条に規定する海外留学による単位認定には、外国の高等学校において、メディアを利用して行う授業を、当該外国における正規の教育方法として実施される場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の留学先の外国の高等学校において、当該外国での正規の教育方法としてメディアを利用した授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった国内制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。

2 施行規則第 97 条に規定する学校間連携等による単位認定には、同条に規定する他の高等学校において施行規則第 88 条の 3 の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の履修先の他の高等学校において、施行規則第 88 条の 3 の規定によりメディアを利用した授業を実施して修得した単位数を、自校の高等学校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えるに当たっては、高等学校等におけるメデ

ィアを利用して行う授業の実施に係る関連規定及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。

- 3 施行規則第 98 条第 1 号に規定する大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程等における学修の単位認定には、大学において大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 25 条第 2 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合、高等専門学校において高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合、専修学校において専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 13 条第 1 項の規定に基づくメディアを利用して行う授業を実施する場合についても、その対象に含まれるものであること。この場合において、校長が、生徒の履修先の大学、高等専門学校又は専修学校（高等課程・専門課程）において、正規の教育方法としてメディアを利用して行う授業を実施しして行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった高等学校段階での制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項
の一部改正（2 文科初第 1818 号）に関する Q & A

問 1 今般の通知では、どのような内容の改正を行うものか。

- 高等学校等（全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部という。以下同じ。）においては、平成 27 年 4 月より、遠隔授業を正規の授業として制度化し（学校教育法施行規則第 88 条の 3）、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）を行うことができることとなっています。
- 今般の通知（2 文科初第 1818 号）では、高等学校等における遠隔授業の一層の推進を図る観点から、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項について、以下の改正を行うものです。
 - ① 単位数算定の弾力化：遠隔授業を活用して修得する単位のうち、主として対面により授業を実施するものは、36 単位までとされる単位数の算定に含める必要はないこととしました。
 - ② 対面授業の必要時間数の見直し：年間 2 単位時間以上（1 単位科目は年間 1 単位時間以上でも可）を確保しつつ、各教科・科目等の特質を考慮して各学校で柔軟に設定可能とすることとしました。
- また、国内外の高等学校や大学等と連携して行う学校外の学修においてメディアを利用して行う授業を実施する場合についても、上記制度に係る趣旨を踏まえ、単位認定の対象に含まれるものであることを明確化することとしています。

問 2 単位数算定の弾力化に関し、36 単位までとされる単位数の算定に含める必要がない場合とは、具体的にどのような場合が該当することとなるか。

- 学校教育法施行規則第 96 条第 2 項の規定により、卒業の要件として修得すべき単位のうち、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数については、36 単位を超えないものとする事となっています。
- 今般の通知では、この 36 単位までとされる単位数の算定において、授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものについては、その算定に含める必要はないこととしました。
- 「授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施したもの」であるか否かについては、例えばメディアを利用して行う授業を実施する各教科・科目等

の総授業時間数のうち半分以上の時間数を対面により授業を実施するものであるかどうかといった観点を一つの参考としつつ、その実態を踏まえながら、各高等学校等において適切に判断するものとなります。

問3 対面授業の必要時間数に関し、例えば「コミュニケーション英語Ⅰ」で遠隔授業を実施する場合には、その時間数はどのように考えればよいか。

- これまでは、メディアを利用して行う授業を実施する場合において、授業全体の中で実施が求められる対面授業の時間数については、各教科・科目等の特質に応じ、例えば以下に掲げる科目については、それぞれ以下のような時間数を標準とすることとしていました（1単位時間は50分として計算）。
 - (1) 国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目 1単位時間以上
 - (2) 理科に属する科目 4単位時間以上
 - (3) 保健体育に属する科目のうち「体育」 5単位時間以上
 - (4) 保健体育に属する科目のうち「保健」 1単位時間以上
 - (5) 芸術及び外国語に属する科目 4単位時間以上
 - (6) 家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目 各教科・科目の必要に応じて2～8単位時間以上
- 今般の通知では、この対面授業の実施時間数について、履修する各教科・科目等や単位数にかかわらず、年間2単位時間以上（各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）を確保しつつ、学校の実態や各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に時間数を定めることが可能となるよう改めることとしました。
- 例えば「コミュニケーション英語Ⅰ」（標準単位数は3単位）で遠隔授業を実施する場合において、授業全体の中で実施が求められる対面授業の時間数については、これまでは12単位時間以上（外国語に属する科目として1単位当たり4単位時間以上×3単位分※標準単位数を各学校における単位数と設定した場合）が必要となっていました。今般の改正により、今後は、年間2単位時間以上を確保しつつ、各高等学校等において適切に定める時間数を実施することで、単位認定を行うことができることとなります。
- なお、年間2単位時間以上の時間数を確保して対面授業を実施するに当たっては、例えば、生徒理解のために年度初めに行うとともに、生徒の学習状況をきめ細かく把握するために年度途中に行うこととするなど、その内容及び時期を適切に定めるべきものと考えられます。

問4 例えば、理科を遠隔授業で実施する場合、対面授業の必要な時間数をどのように考えればよいか。

- 対面授業の時間数を設定するに当たっては、各教科・科目等の特質を十分に考慮して、指導計画全体を通して体験的な学習活動が充実したものとなるよう意を用いながら、各高等学校等の実態に応じて適切に設定することが肝要です。
- 例えば、理科については、自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成することを目指すものであり、遠隔授業を実施する高等学校等であっても、観察、実験、野外観察等の体験的な学習活動を充実させること等が求められています。
- 生徒が観察、実験を行うに当たっては、第一に対面授業により行うことが考えられますが、遠隔授業であっても配信校・受信校の教員等の連携・工夫や施設・設備等の状況等により対面授業に相当する教育効果を有することが可能な場合があり、場合によっては、むしろその機会を一層充実させることも期待されます。
- こうしたことを踏まえ、理科における対面授業の時間数は、理科の学習の充実をいかに図るかといった観点から、学校の実態を踏まえながら指導計画を作成する中で、各高等学校等において適切に判断するものとなります。
- なお、同様の趣旨については、実技や実習等を伴う保健体育や家庭等で遠隔授業を実施する場合にも、十分に留意することが必要です。

問5 外国の高等学校においてメディアを利用して行う授業を実施する場合とは、具体的にどのような場合が該当することとなるか。

- 外国の高等学校（正規の後期中等教育機関）へ留学した場合には、学校教育法施行規則第93条の規定により、校長は自校の高等学校の単位として認めることができることとなっています。
- こうした海外留学の過程の中では、例えば、留学先の外国の高等学校において、一部の専門性の高い教育内容について、当該国における他の高等学校と連携して、メディアを利用して行う授業の方法により学修することとなる場合や、海外への渡航前後に、留学先の外国の高等学校の教育内容の一部について、メディアを利用して行う授業の方法により日本で受講することとなる場合など、必ずしも対面により行う授業のみならず、メディアを利用して行う授業を実施する場合も考えられるところであります。

- 今般の通知では、海外留学の過程の中で、外国の高等学校において、メディアを利用して行う授業を実施する場合についても、当該外国において正規の教育方法として実施されるときは、学校教育法施行規則第 93 条の規定による単位認定の対象に含まれるものであることを明確にすることとしています。
- なお、校長が、生徒の留学先の外国の高等学校において、当該外国での正規の教育方法としてメディアを利用した授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった国内制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきものと考えられます。

問 6 高大連携の取組として、大学教育の先取り履修を行うための科目を設けているが、遠隔授業を活用して単位認定を行うことはできるのか。

- 大学、高等専門学校又は専修学校（高等課程・専門課程）における学修等については、学校教育法施行規則第 98 条の規定により、校長は自校の高等学校の科目の履修とみなし、単位の修得を認めることができることとなっています。
- 今般の通知では、こうした教育施設等での学修において、メディアを利用して行う授業を実施する場合についても、学校教育法施行規則第 98 条の規定による単位認定の対象に含まれるものであることを明確にすることとしています。
- なお、校長が、大学、高等専門学校又は専修学校（高等課程・専門課程）において、正規の教育方法としてメディアを利用して行う授業を実施して行われた学修を、自校の高等学校の科目の履修とみなし単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった高等学校段階制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきものと考えられます。

問 7 海外留学や高大連携等の一環でメディアを利用して行う授業を実施して修得した単位数は、36 単位までとされる単位数の算定に含める必要があるか。

- 学校教育法施行規則第 96 条第 2 項の規定により、卒業の要件として修得すべき単位のうち、同令第 88 条の 3 に定めるメディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数については、36 単位を超えないものとする事となっています。
- 外国の高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校（高等課程・専門課程）等に

においてメディアを利用して行う授業を実施する場合には、当該授業の実施については、外国の高等学校の場合は当該外国の法令に、大学の場合は大学設置基準第25条第2項に、高等専門学校の場合は高等専門学校設置基準第17条の2第1項に、専修学校の場合は専修学校設置基準第13条第1項に、それぞれ基づいて実施されるものであって、必ずしも学校教育法施行規則第88条の3の規定に直接基づいて実施されるものではありません。

- したがって、御質問のような海外留学や高大連携等の一環でメディアを利用して行う授業を実施して修得した単位数については、同令第88条の3に定めるメディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数の算定に含める必要はありません。
- なお、同令第96条第2項の規定によりメディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は36単位を超えないものとされていることとは別に、同令第93条第2項の規定により海外留学の方法により修得する単位数は36単位を超えないものとされているとともに、同令第99条の規定により高大連携等の方法により修得する単位数は36単位を超えないものとされていますので、引き続きこれらの規定には留意することが必要です。

【参考：メディアを利用した授業の実施場面に応じた学校教育法施行規則に定める各規定による単位数算定の要否に関する整理表】

メディアを利用した授業の各実施場面	96条第2項の単位数算定（遠隔授業）	93条第2項の単位数算定（海外留学）	99条の単位数算定（学校間連携・学校外学修）
自校で実施する場合（88条の3）	○	—	—
学校間連携の際に、他の高等学校で実施する場合（97条）	—	—	○
海外留学の際に、外国の高等学校で実施する場合（93条）	—	○	—
学校外学修の際に、国内外の大学等で実施する場合（98条）	—	—	○